

令和3年度事業計画書

1 家庭問題に関する心理・教育相談事業及び調停手続事業（ADR）

(1) 家庭問題に関する心理・教育相談事業

離婚やドメスティック・バイオレンスなど夫婦間の悩み、面会交流など離婚後の親子関係の持ち方の悩み、虐待など子育ての悩み、不登校、いじめ、非行、家庭内暴力、引きこもりなどの悩み、成人した子に関する悩み、扶養、相続など親子きょうだい間の悩み、高齢者等の介護や財産管理の悩みなど家庭問題に関する相談（カウンセリングを含む。）を行う。

相談の方法は電話又は面接により行う。夫婦間の悩みに関する相談については、夫婦同席相談の充実を図る。

また、国、地方公共団体、法人、団体等との間で相談の受託契約を結び、上記の家庭問題に関し、地域住民や当該法人等の社員、職員、関係者等に対する心理・教育相談を行う。

(2) 調停手続事業（ADR）

法務大臣から民間紛争解決手続の業務の認証を受けている東京、大阪及び名古屋の各ファミリー相談室において、婚姻関係又は内縁関係の維持又は解消及び子の監護に関する紛争に関する調停を行う。

親子の面会交流の円滑な実施のための調停も積極的に実施する。

遠隔地居住当事者等、当事者のニーズやコロナ禍での当事者支援の充実を図るため、オンラインADRの実現に向けた検討を行う。

2 親子の面会交流支援事業

離婚や別居等によって、子と離れて暮らすことになった父母が、自分たちだけの力では親子の面会交流ができない場合に、心身の健康な発達等子の最善の利益の実現を目的とした親子の面会交流を支援する。

また、支援技法に工夫を重ねるなど専門性の向上を図るとともに、支援者の養成を積極的に行う。

遠隔地居住当事者やコロナ禍での当事者支援の充実を図るため、オンラインによる面会交流の可能性を検討する。

3 後見、後見監督等に関する事業及び公正証書遺言者への支援事業

(1) 後見、後見監督等に関する事業

法人として、家庭裁判所から受任する成年後見人等の事務を行うほか、任意後見契約及びそれに付随する契約によって受任した事務を行う。また、家庭裁判所から成年後見人、成年後見監督人等の推薦依頼があった場合には、適切な候補者

を推薦する。

後見、後見監督等の事務を適正に処理するために、受任したケースの担当者に対する指導監督を行う。また、成年後見人候補者の養成のための研修を行い、成年後見人等に対する相談・支援活動を行う。

(2) 公正証書遺言者への支援事業

公正証書遺言作成者から、公証役場を経由して立会証人の推薦依頼があった場合は、適切な証人候補者を推薦し、公正証書遺言の作成に協力する。

4 家庭問題に関する調査・研究事業、セミナー・講演会の開催事業、講師・鑑定人の推薦事業、子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦に関する事業及び機関誌（家庭問題情報誌「ふぁみりお」）の発行配布等による普及啓発に関する事業

(1) 家庭問題に関する調査・研究事業

家庭問題の相談、親子の面会交流、鑑定、後見事務、調停等に関する研究・相互研鑽・研修等を行い、国内外の家族に関する諸制度及び研究資料の収集を行う。

(2) セミナーの開催事業

協議離婚における子への配慮を促すためのセミナー、成年後見制度の活用を促すセミナー等、家庭問題の解決及び予防教育に資するセミナー、並びに、地方公共団体等の相談員等の育成を図るためのセミナーを単独又は他の機関と連携して実施する。

(3) 講師・鑑定人の推薦事業

地方公共団体その他の団体等が主催する家庭問題に関する研修・講演会に講師を推薦する。

裁判所等から、刑事事件における情状鑑定依頼を受けた場合、民事事件における当事者の責任能力等又は家事事件における親権者指定や親の監護能力等に関する鑑定依頼を受けた場合は、会員の中から適切な候補者を推薦する。また、刑事裁判の弁護人の相談ニーズに応じて、鑑定受託の可否、事例の見立てなどのコンサルテーションに応じる。会員の鑑定技術の質と評価を高めるために事例検討会等を実施する。さらに、裁判員裁判の実施に適切に対処するために鑑定検討委員会において鑑定及び鑑定の報告の在り方等について検討する。

(4) 子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦に関する事業

地方裁判所による子の引渡しの強制執行における立会人又は執行補助者の推薦については、各ファミリー相談室が所属する会員の中から候補者を推薦し、その名簿を本部事務局において一括して最高裁判所民事局に提出する。

(5) 機関誌（家庭問題情報誌（「ふぁみりお」））の発行配布等による普及啓発事業

本年度は、家庭問題情報誌「ふぁみりお」を年3回発行し、地方自治体、家庭裁判所、学校、各種の相談機関、図書館、企業その他の団体及び購読を希望する個人に、無料配布する。

内容は、夫婦や親子間の悩みなどの家庭問題、子育て、青少年の健全育成、成年後見制度及び諸外国での家庭問題に対する取組等について紹介する。

家庭問題に関する啓発図書の編集・刊行及び会員による啓発記事の執筆・投稿を推進する。

5 家庭問題に関する公的機関等からの受託事業

- (1) 厚生労働省の委託事業である「養育費・面会交流相談支援センター事業」については、実施にあたりその内容の一層の充実を図る。
- (2) 外務省の委託事業であるハーグ条約に係る面会交流支援事業の実施に関し、依頼された事例について適切な支援を行う。
- (3) 厚生労働省による面会交流支援事業又は離婚前後親支援モデル事業を実施する地方公共団体等からの面会交流支援活動又は親支援講座等に関する委託に応じて、面会交流の支援又は親支援講座等を行う。

6 新型コロナウイルス感染防止について

新型コロナウイルス感染防止については、各事業の実施に当たって、国や地方公共団体等からの情報の把握に努め、当事者及び会員の健康を守ることを最優先にした上で、当事者のニーズに適切に対応し、必要に応じて十分な説明を行うものとする。